## 令和5年 第1回甲良町教育委員会本会議議事録

令和5年2月15日(水)、甲良町公民館において、令和5年 第1回甲 良町教育委員会本会議を開催する。

- 1. 出席委員は、次のとおり 青山教育長、日下和子委員、尾﨑隆昭委員、藤真照委員、新家美靜委員
- 2. 委員以外の出席者は、次のとおり 中川教育次長、寺田学校教育課長、望月社会教育課長 髙橋教育総務課主幹・吉岡支援センター所長・髙橋図書館長

## 3. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件名
日程第1		令和4年第4回会議録承認の件(新家委員)
日程第2		令和4年第5回会議録承認の件(日下委員)
日程第3		会議録署名委員の指名(尾﨑委員)
日程第4		教育長報告
日程第5	承認第1号	甲良町立図書館インターネット利用要綱の制定につき、承認 を求めることについて
日程第6	承認第2号	甲良町立図書館資料複写要綱の制定につき、承認を求めることについて
日程第7	承認第3号	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用要綱の制定につき、承認を求めることについて
日程第8	承認第4号	甲良町文化協会補助金交付要綱の制定につき、承認を求める ことについて
日程第9	承認第5号	甲良町教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第 10	承認第6号	甲良町教育委員会後援等に関する事務取扱要綱の一部を改 正する訓令につき、承認を求めることについて

日程第 11	承認第7号	甲良町小中学校事務共同実施要綱を廃止する訓令につき、承 認を求めることについて
日程第 12	承認第8号	甲良町立小中学校の共同実施組織及び運営に関する規則の 一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第 13	承認第9号	甲良町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規 則につき、承認を求めることについて
日程第 14	承認第 10 号	事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の 職務の遂行に関する要綱の制定につき、承認を求めることに ついて
日程第 15	承認第 11 号	甲良町教育員会事務局組織規則の一部を改正する規則につ き、承認を求めることについて
日程第 16	承認第 12 号	甲良町放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱の 制定につき、承認を求めることについて
日程第 17	承認第 13 号	令和4年度甲良町伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付 金支給事業実施要綱の制定につき、承認を求めることについ て
日程第 18	承認第 14 号	甲良町人権教育推進協議会補助金交付要綱の制定につき、承 認を求めることについて
日程第 19	報告第1号	第2次甲良町子ども読書活動推進計画の策定について

**〇青山教育長** それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから令和5年 第1回教育委員会本会議を始めます。

まず初めに、日程第1 令和4年第4回議会議録承認の件を、新家委員さん、お願いします。

- **〇新家委員** 間違いなく記載されていたのを確認いたしました。
- **〇青山教育長** ありがとうございます。

日程第2 令和4年第5回会議録承認の件で、日下委員さん、お願いします。

- **〇日下委員** 正確に記載されていたことをご報告申し上げます。
- **〇青山教育長** ありがとうございます。

日程第3 会議録署名委員の指名ということで、尾﨑委員さん、よろしくお願いします。

- ○尾崎委員 承知しました。
- **〇青山教育長** それでは、日程第4 教育長報告をさせていただきます。

前回報告をしました以降、約2カ月の間の学校園ならびに教育委員会行事について報告をさせていただきます。

令和5年を迎え、まず最初の行事が1月8日、日曜日に行いました二十歳を

祝う集いでした。本町公民館2階の多目的ホールにて、対象者70名のうち5 5名の参加がありました。

小中学校は1月10日火曜日に3学期の始業式を行い、令和4年度の3学期をスタートしました。初日は病気欠席や事故欠ということで、各校とも10名近い児童・生徒が欠席していましたが、心配していたんですけども、その後は欠席者も減りまして、1月は新型コロナウイルス感染者は、各校園とも数名ずつ陽性が確認された子どもがいましたが、それほど広がらずにいました。ただ、西の保育センター、1歳児において3名の在園児がいるんですけども、そのうち2名が陽性となりましたので、1月30日月曜日から2月1日の水曜までの3日間を学級閉鎖としました。インフルエンザ感染については、報告は入っておりません。

各校とも令和5年度4月に迎える新入学児、新入学生徒とその保護者に対する入学説明会を、1月中旬から2月初旬にかけて行いました。現時点では、令和5年度4月に入学する児童・生徒数は、甲良東小学校が30名、甲良西小学校が17名、甲良中学校が45名の予定をしています。

続いて、甲良中学校の行事等について報告します。

2月2日木曜日に、本町の役場議場にて中学生議会を実施しました。議員として参加した生徒は、生徒会役員の1・2年生14名でした。議員の質問に対して、各課の方々が丁寧に返答くださいました。

また、中学3年生52名の進路決定状況ですが、2月に入ってから2日、3日と県内の市立高校の入試が行われまして、8名の子が、先日2月7日に県立高校の推薦選抜、特色選抜入試がありまして、20名の進学先が決定しました。28名が今のところ決定をしています。あと24名が、今後一般入試を受けていくというふうになっています。

教育委員会としてですが、2月の6日の月曜日の2月の臨時議会がありまして、そこで議会議員の皆さんに、今後教育課題についての論議をする最も大本になる甲良町教育検討委員会の立ち上げということで報告をさせていただきました。教育委員の皆様には、後ほど詳しく説明をさせていただきます。

続いて、卒業式、入学式についての予定をお知らせします。

3月に小中学校の卒業式を予定しています。昨年度と違い、全校の児童・生徒を体育館に入れての開催と考えています。ただ、マスク着用については、国の方針は、着用は個々の判断としていますので、本町も児童・生徒の個々の判断に任せて、教育委員会としてマスクをつける、つけないという保護者文書は出さないという思いをしています。もう少し状況を見極めてというふうに考えています。

以上で報告を終わります。何か質問等ございましたらお願いします。

○藤委員 ちょっとよろしいですか、1つだけ。

ちょっと別件なんですけれども、1月の24日がちょっと大雪で、県内の小中学校が休校になったと。これは甲良町はなかったですね。休校にならない。 その休校になる判断というのは、何かあるんですか。

- ○青山教育長 前日に各小中学校の校長先生と相談をしまして、前日の段階では判断しないということで、次の日の朝6時半の判断をしようということに決めました。6時半の判断で、そんなに積雪が多くなかったので、もうそのまま普通どおり、学校は開校するというふうな運びになりました。あのとき滋賀県内で、愛荘町、甲賀市、東近江市、湖南市あたりが、前日にもう休校を決めたんです。前日から休校とあったんですけど、本町については今のような形で、大上郡内の多賀町、豊郷町も合わせて、犬上郡で統合した形で、そういうふうにさせてもらいました。
- ○藤委員 では、もう市町村で判断するということになっているんですね。
- **〇青山教育長** そうですね、各市町の教育委員会で判断するとなっています。
- ○藤委員 分かりました。
- **〇青山教育長** ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

- ○青山教育長 それでは、続いて日程第5で、関連がありますので、日程第6、 日程第7まで、承認第1号から第2号、第3号までを一括提案として、事務局 から説明をお願いします。
- 〇中川教育次長 承認第1号 甲良町立図書館インターネット端末利用要綱の 締結承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町立図書館インターネット端末利用要綱の制定につき承認を求めることについて、教育長に対する委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものとするということで、この教育長の委任規則の第1条から第12号のこの規定でありますが、承認1号から14号まで、同じ委任事務になっていますので、以後、この文面の読み上げは省略させてもらいます。

説明は一括で、後でさせてもらいます。

次、承認第2号 甲良町立図書館資料複写要綱の制定につき承認を求める ことについて。

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長。

次に、承認第3号をお願いします。承認第3号 国立国会図書館デジタル化 資料送信サービス利用要綱の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長ということで、中身については図書館長の方から順次説明させていただきます。では、お願いします。

○髙橋図書館長 説明します。

図書館では利用者サービスとしまして、コピーサービスでありますとか、調査研究用のインターネット検索用の端末を提供しておりまして、そして、今年5年度より新たに国立国会図書館デジタル送信サービスというものを開始いたしました。このことについて、サービスのルールを整備しまして、サービスを誤りなく提供できるように要綱の方を作成いたしました。また、国立公開図書館のデジタル送信サービスといいますのは、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、著作権法の規定が適用された図書でありますとか、雑誌とか古典籍など、絶版等の理由で入手が困難な資料を図書館のインターネット端末より閲覧できるサービスとなっております。

以上です。

**〇青山教育長** 承認第1号から第3号の説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

**○青山教育長** それでは、承認第1号、承認第2号、承認第3号、3つ一括でいきます。承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

**〇青山教育長** ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第1号から第3号までは承認されま した。

続いて、日程第8 承認第4号について、事務局から説明をお願いします。

〇中川教育次長 承認第4号 甲良町文化協会補助金交付要綱の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長ということで、説明は社会教育課長の方からお願いいたします。

○望月社会教育課長 失礼します。1枚おめくりください。

甲良町文化協会補助金交付要綱を制定するものでございます。今まで、ふる さと文化振興事業は甲良町文化協会と町が委託契約を締結する方式で事業を

実施しておりましたが、委託費で支出するのではなく、補助金で支出する方が 適切と考えられましたので、今回、新たに甲良町文化協会補助金交付要綱を制 定するものでございます。

まず、第1条には趣旨、第2条につきましては補助金の交付と目的、第3条につきましては補助対象事業、第4条におきましては補償対象経費、第5条につきましては補助金額、第6条につきましては交付の申請、裏面をご覧ください。第7条につきましては交付の決定、第8条につきましては交付の通知、第9条につきましては補助金交付の条件、第10条につきましては実績報告、第11条につきましてはその他としてうたわれております。

あと、附則としまして、この要綱は公布の日から施行し、令和5年4月1日 から適用するものです。

以上です。

**〇青山教育長** 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、日程第8の承認第4号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**〇青山教育長** ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第4号は承認されました。

続いて、日程第9 承認第5、日程第10 承認第6号、関連がありますので、一括で提案をしてもらいます。事務局、お願いします。

〇中川教育次長 承認第5号 甲良町教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長ということで、まず、制定理由ですが、行政手続等における押印の見直しにより、手続のデジタル化や業務フロー図の見直し、効率化を図り、行政サービスの効率的、効果的な提供を目的にするということが、まず大前提がありまして、役場中の書類で、今まで印鑑をもろうていたのを、印鑑なしで簡単にしていこうというような、ちょっと方針が、大本でありますので、それに照らして、甲良町の教育委員会のこの規則を見直しております。

1ページを開いてもらいます。次のページを開いてもらいますと、この見方ですが、例えば第1条というのは、甲良町教育委員会の公告式規則の一部改正いうことで、これは「署名押印する」を、「押印する」の部分を除いて「署名する」というふうに改正していますし、その下の第2条の場合は、様式の中に

印というマークがあるのを取りますよと。第3条でも、印なり、判こもらうところを変えていますというようなことで、要綱なり規定の項目ごとに、第1条、第2条とこういうふうに整理して、その分を印鑑なしでいきますよというような改正を、一括して、上げさせてもらっていますので、そういうふうにご理解の方をお願いします。

次に、承認第6号です。これは、甲良町教育委員会後援会等に関する事務取 扱要領の一部を改正する訓令につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年2月15日。

甲良町教育委員会教育長ということで、これについても制定理由は今ほどの理由と一緒で、基本的には印鑑を除くということで、次のページを見ていただいて、これも1条から第8条まで、要綱ごとに記載させてもらって、中身については、今ほど言いました印鑑なり印鑑マークなりを削除するというような訓令、要綱を一括して提案させてもらっているものであります。

以上です。

**〇青山教育長** 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第5号、承認第6号、一括でいきますが、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

**〇青山教育長** ありがとうございます。

それでは、承認第5号、承認第6号は承認されました。

続いて、日程第11から、これも関連があるので、承認第7号、日程第12 の承認第8号、日程第13の承認第9号、日程第14の承認第10号までの4 つですけども、一括で説明をお願いします。事務局、お願いします。

〇中川教育次長 承認第7号 甲良町小中学校事務共同実施要綱を廃止する訓令につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長ということで、この廃止理由については、令和2年の4月24日、教育委員会規則で、新しい共同実施の要綱を定める規則というのが制定されています。本来ならそのときにこの訓令を廃止しておくべきでしたが、廃止できていなかったということが分かりましたので、今回廃止させてもらうものであります。

次に、承認第8号です。甲良町立小中学校の共同実施組織及び運営に関する

規則の一部を改正する規則について承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日ということです。これにつきましては、共同実施を学校の事務職員さんが、甲良町の場合でしたら中学校と小学校と3つの事務職員さんが一緒にそろって事務をして、事務の効率化を進めようというような動きをしていまして、その取決めの中で、組織としていずれかの学校に共同事務所を設置するというふうになっていたんですけど、今回、甲良中学校に指定させてもらって、そこを若干改修して共同事務室にすることになりましたので、その関係で甲良中学校に事務室を設けますよというようなことの改正で、補正予算で、インターネットやら、そういうLAN工事ができる補正予算やらを町議会の方で認めていただいていますので、そういう整備をしながら、来年4月からそういう事務室でやっていこうという意味合いで、こういう規則を改正させてもらうものであります。

次に、承認第9号 甲良町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長ということで、この規則でありますが、これは平成29年の4月に文科省の方から通知がありまして、このときに学校教育法の一部改正と、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部がこのときに改正されていまして、その内容の1つが、学校の事務職員の職務規定の見直しということで、具体的には、学校事務職員さんが主体的に学校の運営に参画するようにということで、職務の内容を見直せということで、今までは事務職員さんは、学校の事務に従事するというような書き方でしたが、このときに、学校運営に参画するというようなことの文言に変わりまして、参画するというのは、担当として主体的に学校運営に関わるというような法律上の規定がされましたので、じゃあそうなると、学校事務職員さんの仕事はこういうことをするんですよというようなことを規則で定めようというふうになりましたので、それについての規則の改正であります。

以上であります。

それと、次は承認第10号 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について承認を求めることについてということで、上記の議案を提出する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長ということで、これも今ほど説明させてもらった流れの中で、今説明させてもらった職務の内容をきっちり決めようということで、

令和2年7月に文科省の方から、今ほど言いました事務職員の標準的な職務の 明文化に関する学校管理の規則を参考に、要綱として制定しなさいよというよ うな通知が来ていますので、具体的に甲良町としてこういう要綱を整理させて もらったということで、1枚めくっていただきまして、第1条で目的が書かれ ておりまして、第2条で事務職員の標準的な職務の内容及びその例というよう なことを書かれています。こういうことで、要綱は整理しています。

次、めくっていただいて、第1表ということで、具体的な職員の標準的な職務の内容を、甲良町として、例としてこういうふうに、要綱として整理させてもらったというようなことの、新しい制定であります。

以上です。

**〇青山教育長** そしたら、今、説明が終わりました。

承認第7号から承認第10号までの4つの案件につきまして、何かご質問、 ご意見等ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 そしたら、一括でお願いします。

承認第7号から承認第10号まで4つありますが、承認をいただける方は挙 手をお願いします。

(賛成者举手)

**〇青山教育長** ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第7号から第10号までは承認されました。

続いて、日程第15 承認第11号について、事務局から説明お願いします。

〇中川教育次長 承認第11号 甲良町教育委員会事務局組織規則の一部を改 正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長ということで、説明は支援センターの所長の方から お願いいたします。

**〇吉岡支援センター所長** 支援センター所長の吉岡です。よろしくお願いします。

ページを1ページ、2ページとめくっていただければと思います。

左上の方に、子育て支援センターの項目にア、子育て支援に関すること、イ、 家庭支援に関すること、その下に、ウ、教育・発達支援に関することを追加するものです。令和4年度から、公認心理師が子育て支援センターで常勤で配置することができ、<u>保・幼・小・高</u>全ての児童に発達検査を実施する等、適切な支援が開始されています。令和5年度には、子どもたちの発達的課題から生じ る様々な問題に早期から介入を行うため、教育発達支援の強化に取り組むため に、このウを明記するものです。

具体的にどのようなことをするのかというのは、3つの柱があります。

1つは心理的支援、虐待を受けたり、家庭で適切な養育を受けられなかった子の心理的なケア、プレーセラピーや箱庭療法等の心理療法を行うこと。

2つ目は教育的支援、園や学校の中で、心理士さんが学校の方に出向いていただいて、その子の状況を見たりとか、学校の先生と一緒に相談に乗っていただくものです。

3つ目は発達的支援といって、主に検査です。発達検査を保育園、幼稚園のときから、今、高校生まで何とか来年度はできるように、支援用具等を購入等を進めたいと思っています。

そのような事業を行うために、教育・発達支援に関することという項目を追加するものです。

説明は以上です。

- ○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありませんか。 (「なし」の声あり)
- **○青山教育長** それでは、日程第15 承認第11号について、承認をいただけ る方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

**〇青山教育長** ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第11号は承認されました。

続いて、日程第16 承認第12号について、事務局から説明をお願いします。

〇中川教育次長 承認第12号 甲良町放課後児童支援員等処遇改善事業補助 金交付要綱の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を説明する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長ということで、説明は同じく支援センター所長でお願いいたします。

**〇吉岡支援センター所長** すみません、説明させていただきます。

1ページめくっていただければ要綱がありますが、少し簡単に説明させていただきますが、新型コロナウイルス感染症への対応、少子・高齢化の最前線で働く放課後児童支援員等、分かりやすく言うと学童の先生たちということになります、の処遇を改善するためのものです。この前段階といたしまして、処遇改善臨時特例事業というところで、月額9,000円程度の補助を行っていたんですが、この場合は、この補助金の場合は10分の10国からの補助金でし

たが、これが切れたのが令和4年の2月から9月という、限定でしたので、この10月からも処遇改善のために新しく要綱を策定させていただきまして、引き続き支援員さんの処遇の改善を行うものです。補助率が変わっています。国が3分の1、県が3分の1、今回、町も3分の1出しが出るという要綱になっていますが、支援員さんの処遇改善のために必要なものなので、要綱を制定させていただいたものです。

以上です。

○青山教育長 日程第16 承認第12号の説明が終わりました。 何かご質問、ご意見等ありませんか。よろしいでしょうか。 (「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第12号について、承認をいただける方は挙手を お願いします。

(賛成者举手)

**〇青山教育長** ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第12号は承認されました。 続いて、日程第17 承認第13号について、事務局から説明をお願いします。

〇中川教育次長 承認第13号 令和4年度甲良町の伴走型相談支援及び出産・ 子育て応援交付金支給事業実施要領の制定につき承認を求めることについて。 上記の議案を提出する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長ということで、中身は同じく支援センター所長から 説明お願いします。

**〇吉岡支援センター所長** 少し要綱の説明をさせていただきます。

すごく長い要綱なんですけども、一番分かりやすく、よく今ニュースで岸田総理が、子どもが1人生まれたら10万円もらえるよみたいなことをすごく言っていると思います。それが、分かりやすく言うとこの要綱です。10万円がすごく先立っているんですけども、伴走型支援といいまして、まず、赤ちゃんができたよと分かるときはいつかと言われれば、母子手帳を取ったときなので、母子手帳を取ったときに5万円で、生まれてくれはったら、そのときに5万円給付する。合わせて10万円というものになります。

なぜ今、10万円一律給付になっているのかと言いますと、この令和4年度 から開始するときに、もう既に母子手帳が、要は令和3年度にもらっている人 とか、いろいろ、くちゃくちゃなりますので、令和4年度に生まれた子に限っ ては、一斉に10万円もらえますというところになりますので、今年度生まれ た方に遡って、10万円を給付するものになります。それがこの要綱です。あ くまでもこの令和4年の補正予算になりますので、また令和5年度とか制度が変わってきたら、また私も説明させてもらって、保健福祉課で例えば5万円、次、教育委員会で5万円みたいな感じになるとは思うんですけども、今年度に限りましては、遡って生まれた方に給付しなければなりませんので、要綱を制定させていただくものになります。

支援センターからは以上です。

○中川教育次長 今の関係で、ちょっと1枚物で整理したものがあるので、今ちょっとコピーをしてもらったので、それをちょっと配布だけさせてもらっています。

先日の臨時議会がありまして、これを、今しゃべらせてもろたことを補正予算で提案させてもらいまして、可決された案件です。ちょっとこの表を見ながら、もう一度支援センター所長で説明してもらう方が分かりやすいだろうと思いますので。

○吉岡支援センター所長 今、この要綱を制定させていただこうとして提案したのが、上の新というところです。ちょっとそこは置いておいていただいて、まず下2つを、既に既存の制度にあるのは甲良町出産見舞金、第1子が生まれたら3万円、第2子が生まれたら5万円、第3子が生まれたら10万円という制度があります。これは、だから生まれはったときです。

次に、1歳になったとき、2歳になったとき、3歳になったときに3万円給付するという事業があります。それに加えまして、今回新しい制度になります。 先ほど言わせてもらったように、本来やったら母子手帳のときに5万円、生まれたときに5万円なんですけども、今年度、令和4年、国において岸田総理が提案したので、この令和4年に限っては、生まれた子に関して、全員一律10万円あげてくださいねということですので、今、支援センターで出産祝金を担当させていただいていますので、誰が生まれたか、どの子が生まれたかというのが把握しやすい状況ですので、この事務を教育委員会の子育て支援センターで行わせていただきたく、要綱の制定を提案しているというところでございます。

すいません。補足ですが、以上です。

**〇青山教育長** よろしいですか。

じゃあ、今の補足も含めて説明がありましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第13号の件につきまして、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**〇青山教育長** ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第13号は承認されました。

続きまして、日程第18 承認第14号について、事務局から説明をお願い します。

〇中川教育次長 承認第14号 甲良町人権教育推進協議会補助金交付要綱の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長ということで、説明は社会教育課長の方から行います。

**〇望月社会教育課長** 1 枚おめくりください。甲良町人権教育推進協議会補助 金交付要綱の制定についてです。

現在、甲良町人権教育推進協議会が実施する事業に対しまして、甲良町補助金交付規則を準用し、補助金の交付を行っているところです。今回、甲良町人権教育推進協議会における適正な補助金事務を行うために、本要綱を制定するものでございます。

まず、1条につきましては趣旨、第2条につきましては補助対象活動事業、第3条につきましては補助対象経費、第4条につきましては補助金の額、第5条につきましては交付申請、第6条につきましては実績報告、第7条におきましては補助金の交付、第8条につきましては補助金の返還、第9条につきましてはその他をうたわせてもらっております。

あと、附則としまして、この要綱は令和5年4月1日から施行するというものでございます。

以上です。

**〇青山教育長** 説明が終わりました。

何か皆さんからご意見、御質問等ありませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第14号について、承認をいただける方は挙手を お願いします。

(替成者举手)

**〇青山教育長** ありがとうございます。

承認第14号は承認されました。

続きまして、日程第19 報告第1号について、事務局からお願いします。

〇中川教育次長 報告第1号 第2次甲良町子ども読書活動推進計画の策定に ついて。

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日。

甲良町教育委員会教育長。

別紙のとおり、第2次甲良町子ども読書活動推進計画を策定するので、報告しますということで、髙橋図書館長の方から説明をお願いいたします。

## ○髙橋図書館長 ご説明します。

第2次甲良町子ども読書活動推進計画を策定いたしました。この計画につきましては、平成30年度に第1次を策定しておりまして、5年ごとに更新していくというような計画になっておりまして、今年度は令和5年より開始する第2次の計画を策定するということでさせていただきました。

おめくりいただきまして、策定委員の名簿になります。こちらの策定委員の 方と現状について協議いたしまして、今後の取組や指標について策定をしてお ります。

計画、ちょっと長いものになるんですけれども、目次を見ていただきまして、 第1次計画中の成果と課題ということを検証しまして、第2次計画の基本目標 と基本的な考え方を設定し、子ども読書活動推進度ための取組について協議し てまいりました。5章の方で指標の設定を行っております。2023年度より 5年の計画となっております。

以上です。

**〇青山教育長** 説明が終わりました。

皆さんの方からご意見、ご質問等ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、報告第1号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

**〇青山教育長** ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、報告第1号は承認されました。

これで本日の教育本会議の議事日程は全て終了しました。委員の皆さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

**○青山教育長** なければ、事務局の方から何かありますか。よろしいですか。 それでは、以上をもちまして教育委員会本会議は終了させていただきます。 お疲れさまでした。

以上で、今日の議題はすべて終了